

## 温泉法第2条の規定の基づく温泉の適合性及び療養泉の該当性

施設名及び利用用途：

温泉：以下の温度又は物質を有する（19物質のうち1物質以上、基準を上回る含有量がある）  
 療養泉：以下の温度又は以下の物質のうち、No. 1, 2, 6, 8, 10, 14, 18の7物質のうち1物質以上、療養泉の基準を上回る含有量があるもの（鉱泉分析法指針（平成26年改訂））

### 1 温泉源から採取されるとき温度

基準	温度	判定（適/否）	
		温泉	療養泉
温泉及び療養泉いずれも 25℃以上	℃		

### 2 物質

No.	物質名	基準含有量(1kg中)	含有量(1kg)	判定（適/否）	
				温泉	療養泉
1	溶存物質 (ガス性のものを除く。)	温泉、療養泉いずれも 総量 1,000mg 以上	mg		
2	遊離炭酸 (CO <sub>2</sub> ) (遊離二酸化炭素)	温泉： 250mg 以上 療養泉： 1,000mg 以上	mg		
3	リチウムイオン (Li <sup>+</sup> )	1mg 以上	mg		/
4	ストロンチウムイオン (Sr <sup>2+</sup> )	10mg 以上	mg		/
5	バリウムイオン (Ba <sup>2+</sup> )	5mg 以上	mg		/
6	フェロ又はフェリイオン (Fe <sup>2+</sup> , Fe <sup>3+</sup> ) (総鉄イオン)	温泉： 10mg 以上 療養泉： 20mg 以上	mg		
7	第一マンガンイオン (Mn <sup>2+</sup> ) (マンガン (II) イオン)	10mg 以上	mg		/
8	水素イオン (H <sup>+</sup> )	温泉、療養泉いずれも 1mg 以上	mg		
9	臭素イオン (Br <sup>-</sup> ) (臭化物イオン)	5mg 以上	mg		/
10	碘素イオン (I <sup>-</sup> ) (ヨウ化物イオン)	温泉： 1mg 以上 療養泉： 10mg 以上	mg		
11	フッ素イオン (F <sup>-</sup> ) (フッ化物イオン)	2mg 以上	mg		/
12	ヒドロヒ酸イオン (HA <sub>5</sub> O <sub>4</sub> <sup>2-</sup> ) (ヒ酸水素イオン)	1.3mg 以上	mg		/
13	メタ亜ひ酸 (HA <sub>5</sub> O <sub>2</sub> )	1mg 以上	mg		/
14	総硫黄 (S) (HS <sup>-</sup> +S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> +H <sub>2</sub> S に 対応するもの)	温泉： 1mg 以上 療養泉： 2mg 以上	mg		
15	メタほう酸 (HBO <sub>2</sub> )	5mg 以上	mg		/
16	メタけい酸 (H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )	50mg 以上	mg		/
17	重炭酸ソーダ (NaHCO <sub>3</sub> ) (炭酸水素ナトリウム)	340mg 以上	mg		/
18	ラドン (Rn)	温泉： 20 以上 療養泉： 30 以上 (百億分の 1 キュリー単位)			
19	ラジウム塩 (Ra として)	1 億分の 1mg 以上	mg		/
参考	泉質				

### 3 療養泉（温度又は No. 1, 2, 6, 8, 10, 14, 18 の 7 物質の含有量により判定）

非該当（追加審査表なし）       該当（療養泉の掲示内容の追加審査が必要）

## 揭示内容等 審査表【温泉法及び温泉法施行規則に基づくもの】

掲 示 内 容	<p>□法18条及び規則第10条に規定された以下の事項について、施設内の見やすい場所に掲示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 1 源泉名</li> <li>□ 2 温泉の泉質</li> <li>□ 3 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度</li> <li>□ 4 温泉の成分</li> <li>□ 5 温泉の成分の分析年月日</li> <li>□ 6 登録分析機関の名称及び登録番号</li> <li>□ 7 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由</li> <li>□ 8 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由</li> <li>□ 9 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由</li> <li>□ 10 温泉に入浴剤（着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。）を加える場合は当該入浴剤の名称及びその理由</li> <li>□ 11 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒の方法及びその理由</li> <li>□ 12 浴用又は飲用の禁忌症（「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」により、掲示がされていること（P3参照））</li> <li>□ 13 浴用又は飲用の方法及び注意（「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」により、掲示がされていること（P3-5参照））</li> </ul> <p>※ 7～11については、温泉利用許可申請と相違ないこと</p> <p>□適応症を掲示する場合は、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」により、掲示がされていること（P6参照）。</p>
治 療 行 為 と して の 利 用	<p>□有</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 0 10px;">                 医療機関の名称： 所在地：             </div> <p>□無</p>
特 記 事 項	（空欄）

掲示内容等審査表【「注意の掲示等の基準<sup>\*1</sup>」に基づくもの (1/3)】

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否等																		
			書類確認	現地確認																	
禁忌症の掲示基準	<p>温泉の一般的禁忌症（浴用）は、おおむね以下のとおり掲示されていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期</td> </tr> </table>	病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期	2-(1)-①																		
	病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期																				
	<p>泉質別禁忌症は、おおむね以下のとおり掲示されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>掲示用泉質</th> <th>浴用</th> <th>飲用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸性泉</td> <td>皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>硫黄泉</td> <td>酸性泉に同じ</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	掲示用泉質	浴用	飲用	酸性泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症	—	硫黄泉	酸性泉に同じ	—	2-(1)-②										
掲示用泉質	浴用	飲用																			
酸性泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症	—																			
硫黄泉	酸性泉に同じ	—																			
<p>含有成分別禁忌症は、おおむね以下のとおり掲示されていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成分</th> <th>浴用</th> <th>飲用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合</td> <td>—</td> <td>塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）</td> </tr> <tr> <td>カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合</td> <td>—</td> <td>カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）</td> </tr> <tr> <td>マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合</td> <td>—</td> <td>下痢、腎不全</td> </tr> <tr> <td>よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合</td> <td>—</td> <td>甲状腺機能亢進症</td> </tr> <tr> <td>上記のうち、二つ以上に該当する場合</td> <td>—</td> <td>該当するすべての禁忌症</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：Aは、温泉1kg中に含まれる各成分の重量(mg)を指す。飲用する温泉について、含まれる成分ごとにそれぞれの重量に基づき具体的な飲用量を算出して記載すること。ただし、温泉飲用の1日の総量はおよそ200～500mLまでとされていることから、具体的な限界値が500mL以上の場合、温泉の1日の飲用量を超えているため、禁忌症を掲示することを要しない。</p>	成分	浴用	飲用	ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）	カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）	マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	下痢、腎不全	よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	甲状腺機能亢進症	上記のうち、二つ以上に該当する場合	—	該当するすべての禁忌症	2-(1)-③		
成分	浴用	飲用																			
ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	塩分制限の必要な病態（腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など）																			
カリウムイオンを含む温泉を1日(900/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	カリウム制限の必要な病態（腎不全、副腎皮質機能低下症）																			
マグネシウムイオンを含む温泉を1日(300/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	下痢、腎不全																			
よう化物イオンを含む温泉を1日(0.1/A)×1,000mLを超えて飲用する場合	—	甲状腺機能亢進症																			
上記のうち、二つ以上に該当する場合	—	該当するすべての禁忌症																			
入浴上の注意の掲示基準	<p>食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。</p>	2-(2)-①-7-(7)~(h)																			
	<p>過度の疲労時には身体を休めること。</p>																				
	<p>運動後30分程度の間は身体を休めること。</p>																				
	<p>高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。</p>																				
	<p>浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。</p>																				
	<p>入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。</p>																				

※1：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知）

温泉利用許可 掲示内容等審査表【「注意の掲示等の基準<sup>※1</sup>」に基づくもの (2/3)】

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当 条文	適否等		
			書類確認	現地確認	
入浴上の注意の 掲示基準	入浴方法	入浴温度：高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。	2-		
		入浴形態：心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。	(2)- ①-イ		
		入浴回数：入浴開始後数日間は、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。	(7) ～		
		入浴時間：入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。	(エ)		
	入浴中の注意	運動浴を除き、一般に手足を軽く動かさず程度にして静かに入浴すること。	2-		
		浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。	(2)- ①-ウ		
		めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。	(7) ～ (ウ)		
	入浴後の注意	身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。	2-		
		脱水症状等为了避免のため、コップ一杯程度の水分を補給すること。	(2)- ①-エ (7), (イ)		
	その他	湯あたり：温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。	2-		
浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。		(2)- ①-オ、カ			
飲用の方法及び注意	飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行うこと。	2-			
	飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。	(2)- ②			
	15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。	(2)- ②- 7 ～			
	飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。	ウ			
	飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものを用いること。	2-			
	飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。	(2)- ②-			
	飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。	オ～ ケ			
飲用する際には、誤嚥に注意すること。嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。					

※1：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知）

温泉利用許可 掲示内容等審査表【「注意の掲示等の基準<sup>※1</sup>」に基づくもの (3/3)】

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否等																						
			書類確認	現地確認																					
飲用の方法及び注意	温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の総量はおおよそ200~500mLまでとすること。	2- (2)- ②- I 及び ※2																							
	温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合は、上記の記載に加えて、以下の方法により飲用量を示すこと。																								
	◎1日当たりの飲用量の算出の方法																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">温泉水に含有する成分</th> <th style="width: 30%;">飲用の総量(ml) (1日につき)</th> <th style="width: 40%;">成分の総摂取量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひ素</td> <td>0.1/A×1000</td> <td>0.1mg</td> </tr> <tr> <td>銅</td> <td>2.0/A×1000</td> <td>2mg</td> </tr> <tr> <td>ふっ素(フッ化物イオン)</td> <td>1.6/A×1000</td> <td>1.6mg</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>0.2/A×1000</td> <td>0.2mg</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.002/A×1000</td> <td>0.002mg</td> </tr> <tr> <td>遊離炭酸</td> <td>—</td> <td>1000mg(1回につき)</td> </tr> </tbody> </table>		温泉水に含有する成分	飲用の総量(ml) (1日につき)	成分の総摂取量	ひ素	0.1/A×1000	0.1mg	銅	2.0/A×1000	2mg	ふっ素(フッ化物イオン)	1.6/A×1000	1.6mg	鉛	0.2/A×1000	0.2mg	水銀	0.002/A×1000	0.002mg	遊離炭酸	—	1000mg(1回につき)		
	温泉水に含有する成分		飲用の総量(ml) (1日につき)	成分の総摂取量																					
	ひ素		0.1/A×1000	0.1mg																					
	銅		2.0/A×1000	2mg																					
	ふっ素(フッ化物イオン)		1.6/A×1000	1.6mg																					
	鉛		0.2/A×1000	0.2mg																					
	水銀		0.002/A×1000	0.002mg																					
遊離炭酸	—	1000mg(1回につき)																							
注：Aは、当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値																									
◎算出された飲用量の明示の方法(ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀)																									
○算出された飲用量が150mL未満の場合	この温泉は▲▲を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mLまでとすること。																								
○算出された飲用量が150mL以上500mL未満の場合	この温泉は▲▲を含むため、温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mLまでとすること。 ▲▲：飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。																								
○算出された飲用量が500mL以上の場合	温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量はおおよそ200~500mLまでとすること。 *算出された飲用量が500mL以上の場合、温泉の1日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。																								
◎算出された飲用量の明示の方法(遊離炭酸)																									
○算出された飲用量が150mL未満の場合	この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の1回の量は(算出された飲用量を具体的に明示)mLまでとし、その1日の量はおおよそ200~500mLまでとすること。																								
○算出された飲用量が150mL以上の場合	温泉飲用の1回の量は一般に100~150mL程度とし、その1日の量はおおよそ200~500mLまでとすること。 *算出された飲用量が150mL以上の場合、温泉の1回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。																								
	温泉がpH3未満である場合(希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。)は、上記の記載に代えて、例えば『この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおおよそ●倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおおよそ200~500mLまでとすること。』とする。なお、●の数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。																								

※1：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準(平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知)

※2：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について(平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知)

## 療養泉の掲示内容の追加審査表【「注意の掲示等の基準<sup>※1</sup>」に基づくもの】

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当 条文	適否等																																					
			書類確認	現地確認																																				
適 応 症	療養泉の一般的適応症（浴用）は、以下のとおり掲示されていること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進                 </div>	3- (1)- ①																																						
	療養泉の泉質別適応症は、以下のとおり掲示されていること。																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">成分</th> <th style="width: 30%;">浴用</th> <th style="width: 50%;">飲用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純温泉</td> <td>自律神経不安定症、不眠症、うつ状態</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>塩化物泉</td> <td>きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症</td> <td>萎縮性胃炎、便秘</td> </tr> <tr> <td>炭酸水素塩泉</td> <td>きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症</td> <td>胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）</td> </tr> <tr> <td>硫酸塩泉</td> <td>塩化物泉に同じ</td> <td>胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素泉</td> <td>きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症</td> <td>胃腸機能低下</td> </tr> <tr> <td>含鉄泉</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>鉄欠乏性貧血</td> </tr> <tr> <td>酸性泉</td> <td>アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>含よう素泉</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>高コレステロール血症</td> </tr> <tr> <td>硫黄泉</td> <td>アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）</td> <td>耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症</td> </tr> <tr> <td>放射能泉</td> <td>高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>上記のうち二つ以上に該当する場合</td> <td>該当するすべての適応症</td> <td>該当するすべての適応症</td> </tr> </tbody> </table>	成分	浴用	飲用	単純温泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	—	塩化物泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘	炭酸水素塩泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）	硫酸塩泉	塩化物泉に同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘	二酸化炭素泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下	含鉄泉	—	鉄欠乏性貧血	酸性泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症	—	含よう素泉	—	高コレステロール血症	硫黄泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症	放射能泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	—	上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症	該当するすべての適応症	3- (1)- ②		
	成分	浴用	飲用																																					
	単純温泉	自律神経不安定症、不眠症、うつ状態	—																																					
	塩化物泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、うつ状態、皮膚乾燥症	萎縮性胃炎、便秘																																					
	炭酸水素塩泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、皮膚乾燥症	胃十二指腸潰瘍、逆流性食道炎、耐糖能異常（糖尿病）、高尿酸血症（痛風）																																					
	硫酸塩泉	塩化物泉に同じ	胆道系機能障害、高コレステロール血症、便秘																																					
	二酸化炭素泉	きりきず、末梢循環障害、冷え性、自律神経不安定症	胃腸機能低下																																					
	含鉄泉	—	鉄欠乏性貧血																																					
	酸性泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、耐糖能異常（糖尿病）、表皮化膿症	—																																					
	含よう素泉	—	高コレステロール血症																																					
	硫黄泉	アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症（硫化水素型については、末梢循環障害を加える）	耐糖能異常（糖尿病）、高コレステロール血症																																					
放射能泉	高尿酸血症（痛風）、関節リウマチ、強直性脊椎炎など	—																																						
上記のうち二つ以上に該当する場合	該当するすべての適応症	該当するすべての適応症																																						
注1：療養泉の一般的適応症及び泉質別適応症について重複するものがある場合は、掲示に当たっては、泉質別適応症の掲示を優先し、重複するものを一般的適応症から除いても差し支えない。																																								
注2：鉱泉分析法指針（平成26年改訂）に示す療養泉の泉質の分類が二つ以上該当する場合における適応症は「該当するすべての適応症」としているが、掲示に当たっては、重複して掲げないこととする。																																								

※1：温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準（平成26年7月1日付け環自総発第1407012号環境省自然環境局長通知）